

カーライフローン・エコプラン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

(2022年4月1日現在)

商 品 名	カーライフローン・エコプラン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込時年齢が満18歳以上満65歳以下の方で、完済時の年齢が満70歳未満の方。 ・安定継続した収入がある方。(派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。) ・年金受給者の方は、直前の受取実績(他行にて受取の方を含む)がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。 ・資金の振込ができる方。 (支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業である場合は対象外となります。) ・富山県内に居住または勤務されている方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 <p>※就職内定者(満18歳以上30歳未満)の方もお申し込みいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お 使 い み ち	<p>申込人または申込人の家族(配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫)が使用するエコカー(新車)にかかる次の資金。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①購入資金(購入にかかる税金、保険料等も可) ②パーツ・オプションの購入・取付費用 ③電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ④申込人が自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 <p>※但し、②、③、④は①と合わせた申込に限ります。 尚、事業性資金、個人間売買による購入費用、支払済資金は該当しません。 【対象となるエコカー】 電気自動車(燃料電池自動車を含む)、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車等、自動車重量税が減免される自家用自動車(新車)</p>
ご 融 資 限 度 額	1,000万円以内 (※就職内定者の方は200万円以内)
ご 利 用 期 間	<p>3ヶ月以上10年以内(元金据置6ヶ月以内)</p> <p>※就職内定者は6ヶ月以内または就職月の翌々月まで元金返済据置できます。 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間延長できます。なお、元金返済据置期間分の返済期間延長もできます。(最長12年まで)</p>
ご 融 資 利 率	<p>[1] 変動金利型 ※当金庫短期プライムレートに連動</p> <p>◎基準とする金利：通常 年2.80%(保証料含む)</p> <p>◎引下げ後金利 [※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)] 基準とする金利から▲年0.30%~▲年0.50% 年2.50% ~ 年2.30%</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止(低公害車)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃費目標基準クリアかつ低排出ガス認定車購入 ・子育て支援(18歳未満のお子様2人以上)の方 ・交通安全(ゴールド免許証または発行1年以内のSDカード保有の方) <p>②当金庫で住宅ローンをご利用中の方は年0.50%引下げ。 ③従業員福利厚生プラン(職域提携型個人ローン)契約事業所の代表者および従業員の方は0.50%引下げ。 ※金利引き下げは0.5%を上限とします。</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等または元金均等の分割返済。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 <p>尚、元金返済の据置期間は6ヶ月以内とします。</p>
保 証 会 社 保 証 料・保 証 人	<p>保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。</p> <p>担保・保証人 … 不要です。</p> <p>保証人 … 原則不要です。</p>

ご提出していただくもの	<p>①ご本人確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。 個人番号カード、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。 <p>②年収をご確認できる資料（借入金額100万円以下の場合は不要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可） ・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 <p>③お使いみちのわかるエコカー（新車）の注文書、請求書、見積書および振込依頼書等。また、借換えの場合はご返済状況が確認できる書類。（※見積書・注文書等で自動車重量税が減免されていない場合はあわせてパンフレット。）</p> <p>④就職内定者の場合、内定を証明する書類（内定先が発行するもの。）</p> <p>⑤引下げ金利適用の場合の確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対応車の場合 … 購入車のカタログ等 ・子育て支援（18歳未満のお子様を二人以上いらっしゃる方 … 健康保険証または住民票 ・ゴールド免許・SDカード取得の方 … 運転免許証・SDカード
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0766-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3571-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。